

# まちづくり・かわら版

施行者：長崎市  
(東長崎土地区画整理事務所)

**本日、事業計画の決定の公告を行いました。  
平間・東地区土地区画整理事業のスタートです。**



**No. 16**  
平成14年5月31日

目次：

● 事業計画の決定の公告を行いました。	1
● 基準地積の更正申請を受付けます。	1
● 建築物等の許可申請について	2
● 所有権以外の権利の申告	2
● 今後のスケジュール	2
● お問い合わせ先	2



本日、平成14年5月31日、平間・東地区土地区画整理事業の事業計画の決定の公告を行いました。

今回の「まちづくり・かわら版」No.16では、皆様方に知っておいていただきたいことと簡単な今後のスケジュールについてお知らせします。

## 基準地積の更正申請を受付けます。

前回の「まちづくり・かわら版」No.15でお知らせしていた地積更正申請書の**受付期間**は次のとおりです。

**平成14年5月31日から  
平成14年7月29日まで**



上記期間(60日)内に東長崎土地区画整理事務所に提出してください。

**申請期間後は受付できませんのでご注意ください。**

なお、申請書は東長崎土地区画整理事務所にご用意しております。

### ◎ 基準地積とは

事業計画の決定の公告日(つまり本日)現在、登記所の土地登記簿に登記されている面積です。

### ◎ 基準地積の更正申請とは

登記簿に登記されている面積と現地を実測した面積に差がある場合、土地所有者は長崎市長に所定の手続により作成した申請書を提出し、審査の結果正しいと確認されますと、実測した面積を基準地積とすることができます。

※ **基準地積は、換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地面積であり、とても重要です。**したがって、**登記簿地積と現地の面積に差があると思われる方は、基準地積の更正申請を検討してください。**

## 建築物等の許可申請について

平間・東地区土地区画整理事業が始まり、**事業を進めるうえで支障となる可能性のある行為を規制**するため、施行地区内で次のような行為をされる場合は、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、**あらかじめ長崎市長に許可申請**していただく必要があります。

- ① **建築物(家屋、倉庫、車庫など)や工作物(ブロック塀や擁壁など)の新設、増改築**を行う場合



- ② **土地の形質を変更**する場合(例えば土地の**切土**や**盛土**による**宅地造成**など)

- ③ **重さが5トン以上の移動が容易でない物件(庭石など)の設置や堆積**を行う場合



## 所有権以外の権利の申告

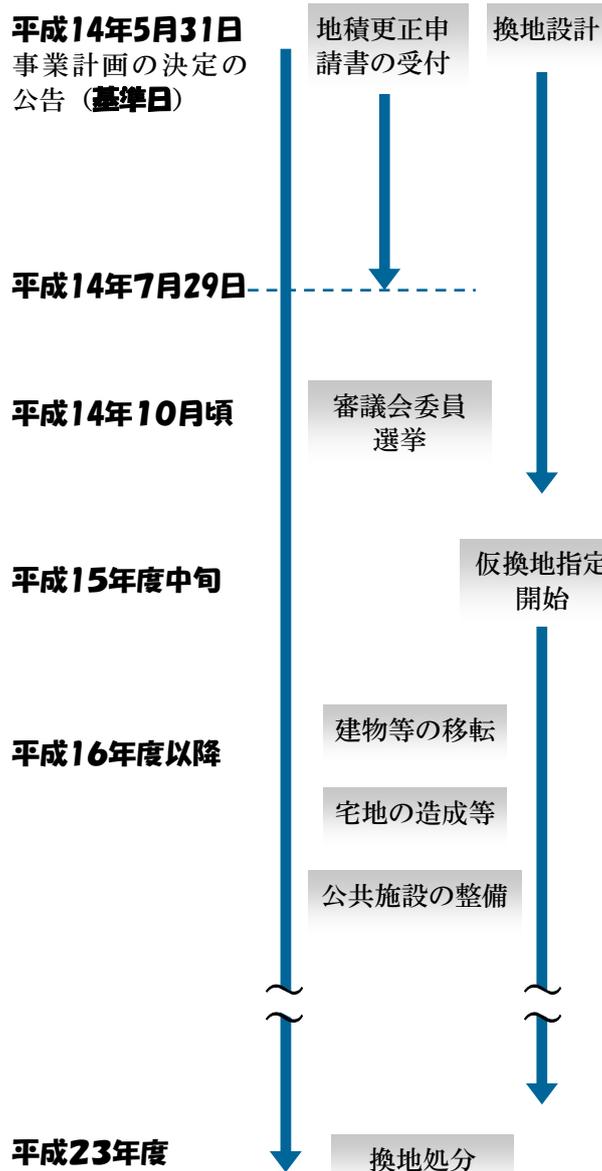
土地区画整理事業では、従前(整理前)の土地の位置、地積等をもとに換地(整理後の土地)を定めることになっています。このため、施行者(長崎市)は、所有権をはじめとする**その他権利を登記簿に基づいて調査**しています。しかし、**登記していない所有権以外の権利(借地権や地役権など)を有している場合は、皆様から権利の申告**をしていただく必要があります。

**申告がない場合は、土地区画整理事業を進めるうえで権利のないものとして取扱われます。**

この権利の申告は、基本的に**事業施行中いつでも行えます**。詳しい内容は次号「まちづくり・かわら版」でご説明いたします。

ご不明な点は、担当までお問い合わせください。

## 今後のスケジュール



施行者：長崎市  
(東長崎土地区画整理事務所)

〒851-0133  
長崎市矢上町247番地の5  
担当 換地係 金原、角、樋口

ご気軽にご相談ください。  
電話 095(839)5381  
FAX 095(837)1046